

作業内容	作業内容
①鉛、鉍石の溶融、鍛造若しくは焼成を行う作業 ②鉛、鉍石等の破碎、粉碎、混合又はふるい分けを行う作業 ③鉛蓄電池これらの部品を製造、修理、解体等に関する業務 ④鉛合金を製造、鉛、鉛合金の製品を製造、修理、解体等に関する業務 ⑤鉛ライニングの業務等 ※これらの業務は、粉じん、ヒュームが著しく発生する業務である。	① 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの作業 ②鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務 ③鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務 ④動力で行う印刷の工程での活字の文選、植字又は解板の業務 ⑤作業場所における清掃の業務に従事する労働者
排気装置等	排気装置等
①を行う作業場に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、湿式以外の方法で、②の作業を行う屋内作業場に密閉設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。	はんだ付けを行う屋内作業場に、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。
作業主任者	作業主任者
鉛作業主任者技能講習を終了した者のうちから鉛作業主任者を選任する。	不 要
作業環境測定	作業環境測定
屋内作業場は、 1年以内ごとに1回 定期的に空気中の鉛の濃度を測定、記録を3年間保存しなければならない。	不 要
特殊健康診断	特殊健康診断
常時従事する労働者に対し雇入れの際、配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回行わなければならない。	常時従事する労働者に対し雇入れの際、配置替えの際及びその後 1年以内ごとに1回 行わなければならない。

■ **作業主任者の職務** 鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等又は焼結鉍等により汚染されないように労働者を指揮すること。局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を**毎週一回以上**点検労働衛生保護具等の使用状況を監視すること等。

■ **特別の健康診断項目** 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査等。

ト
ライ
!

- 1. 鉛の製錬工程において鉛等を取り扱う屋内作業場については、6月以内ごとに1回、環境測定しなければならない。
- 2. はんだ付け作業の業務を行う屋内作業場については、1年以内ごとに1回、定期的に環境測定しなければならない。

答 1. × 2. ×